

『大口定期預金規定』
〔自由金利型定期預金規定〕

第1条（預金の支払時期）

大口定期預金（以下「この預金」といいます。）は、通帳（または証券表面）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

第2条（利息）

1.この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳（または証券表面）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（または証券表面）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後にあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（または証券）とともに当店に提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

2.あらかじめ指定された期間ごとに分割して指定口座に入金する利息分割型の利息の支払いは、別途掲載しています「利息分割型の利息支払方法」によります。

3.この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

4.この預金を第3条により満期日前に解約する場合および預金共通規定第11条第3項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息または利息分割型の利息が支払われている場合には、その支払額（中間払利息または利息分割型による利息の支払日が複数あるときはその合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①1か月未満で解約の場合

次のA、BおよびCの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）のうちいずれか低い利率

A. 解約日における普通預金利率

B. 約定利率×30%

C. 約定利率 $-\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率})\times(\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

②1か月以上で解約の場合

次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）のうちいずれか低い利率

A. 1か月以上6か月未満 約定利率×30%

6か月以上3年未満 約定利率×30%

3年以上5年未満 約定利率×70%

B. 約定利率 $-\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率})\times(\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（または証券表面）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

5.この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第3条（解約）

この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

第4条（規定の変更）

1.この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

2.前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

2020年4月1日現在